

知的財産高等裁判所の創設について（案）

2003年 11月

知的財産戦略本部

権利保護基盤の強化に関する専門調査会

目次

1 .知財重視の国家的意思表示の必要性		2頁
2 .紛争のスピート解決の重要性		6頁
3 .技術専門性への対応		7頁
4 .知財重視の独立した司法行政の確立		10頁
5 .地方における司法アクセスの拡大		11頁
6 .独立による知財高裁の意義・メリット		12頁
7 .組織のあり方		13頁
8 .裁判管轄		14頁

1. 知財重視の国家的意思表示の必要性

国際化する知的財産紛争においては、国家として知財重視の姿勢を明確に示すことが重要（抑止効果）

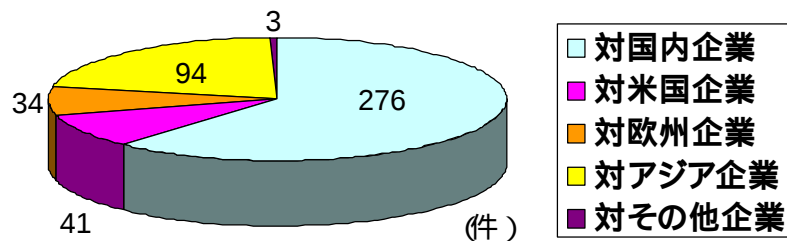
ア. 国際化する知的財産紛争



< 経済のグローバル化に伴い、国内の知財訴訟に関する体制強化が緊急の課題に >
< 知財高裁に世界の知財裁判をリードする役割を期待 >

日本企業が原告となって提起した
知財訴訟件数
(2001年度、全世界ベース)

海外企業を被告とする訴訟が約 4割
(対アジア企業が最も多い)



(出典：特許庁 H14年知的財産活動調査報告書)

イ. 深刻化する模倣品・海賊版問題

1. 中国の模倣品・海賊版市場規模

「2001年の市場における模倣品の総額については、・・・1600億元～2000億元（2.2兆円～2.8兆円）の間と推定している。」

（出典：2003年5月、中国国務院発表 模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査研究）」

2. 侵害権利の高度化（権利別模倣被害企業数）

	1997年		2001年
商標	165		325
特許・実用新案	73		386

（出典：（社）発明協会「2002年度模倣品被害調査報告書」）

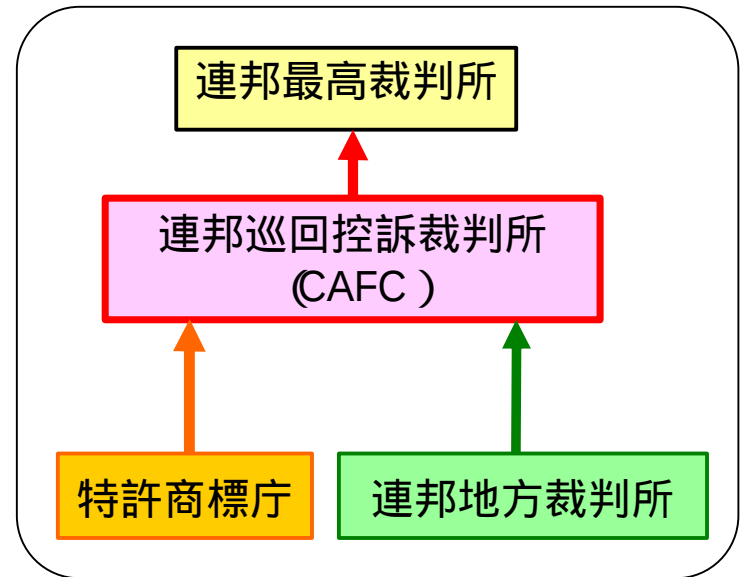
ウ. 米国（連邦巡回控訴裁判所 C A F C）

○ 米国 → 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) (1982年設立)

- ・CAFCは特許重視政策の象徴的存在と言われる。
- ・全国の特許等の争いをCAFCに集中。
(フォーラムショッピングを防止)
- ・判決の統一が図られ、特許権が安定。
- ・判事は12名。ロークラークや技術スタッフ等を活用。

(参考) 関税 特許控訴裁判所

- ・1929年に設立。特許商標庁からの控訴事件等を専門的に扱った。
- ・1982年に請求裁判所と合併し、CAFCが創設された。



特許商標庁の審判に対する控訴
特許についての侵害訴訟の控訴
その他 (国際貿易委員会の決定に対する控訴等)

(注) CAFCで扱う全事件の内、知的財産関連事件は約30%。

エ. 世界における知的財産に関する裁判所設立の流れ

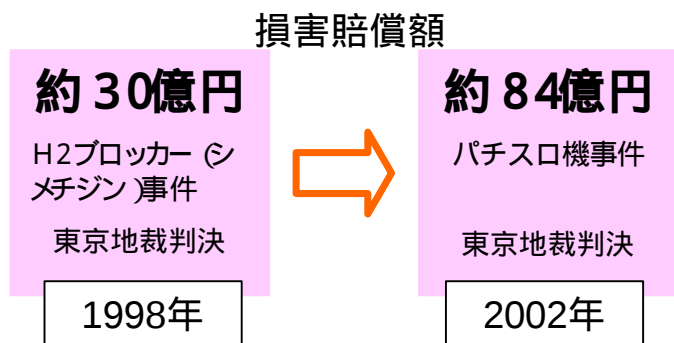
- 
- 1961年：ドイツ → 連邦特許裁判所
 - 1977年：英国 → 高等法院特許裁判所
 - 1982年：米国 → 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC)
 - 1990年：英国 → 特許州裁判所
 - 1997年：タイ → 知財・国際貿易裁判所
 - 1998年：韓国 → 特許法院
 - 2002年：シンガポール → 知的財産裁判所
 - 2003年：EU → 共同体特許裁判所設立を閣僚理事会で決定
EU域内の知財紛争を一度の訴訟で解決する

(注) 各裁判所の組織、審級、管轄等は各国の事情により異なる。

2. 紛争のスピード解決の重要性

→ 知財の価値が高まっていく中で紛争のスピード処理、判決の予見可能性（判断の早期統一）が重要に

○ 高まる特許の価値



(参考) Polaroid vs Kodak 事件 (1991年判決)
約 9億ドルの損害賠償

○ 先端技術の陳腐化は早い

→ 紛争のスピード解決、判断の早期統一 が決め手

企業経営における知財の価値の増大

知財に関する訴訟事件数

	1991	2001
民事事件の全国地裁第一審事件	311	554
民事事件の全国高裁控訴事件	78	180
審決取消訴訟	309	575

(出典：知的財産権訴訟の現状と展望」, NBL No.765 (2003.7.15))

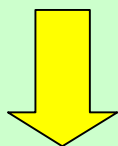
知財訴訟は増加

3. 技術専門性への対応

技術専門的事件に対応できる裁判所の体制が必要

ア. 今後は先端技術の先鋭化がさらに進み、専門性が深化

知財に関する事件は
技術専門的



**最近は、事件が
更に複雑、多様化**

・先端技術

・均等論

・特許無効判断

・国際紛争

○ 専門化、複雑化する事件の例

「t- PA事件」(大阪高裁平成8年3月29日)

心筋梗塞などに効く血栓溶解剤の大量生産を遺伝子工学の利用により可能とした技術。組換えヒト組織プラスミノーゲン活性化因子(t- PA)に関する特許について、アミノ酸配列の微妙な差異が争われた。

キルビー半導体装置事件」(最判平成12年4月11日)

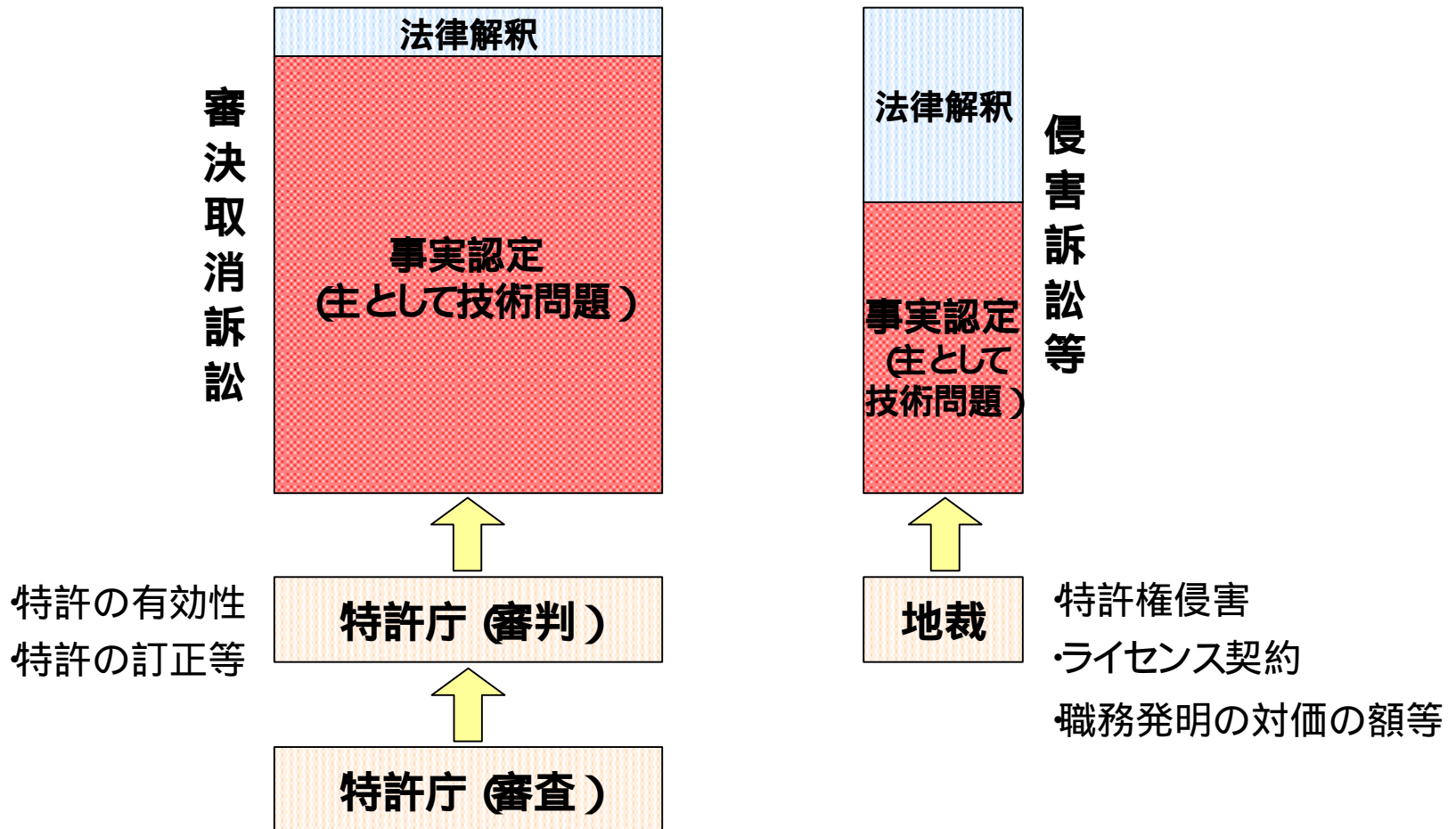
ノーベル賞受賞者ジャック・キルビーによる半導体集積回路に関する基本発明で日本のあらゆる半導体産業に影響する発明に係る特許。侵害訴訟は、東京地裁への提訴から9年を経て決着した。

○ 均等論の例

ボールスブライン事件」(最判平成10年2月24日)

特許発明と侵害被疑品の技術に差異がある場合であっても、技術的に等価である場合は侵害とすべきという理論(均等論)の適用条件を判示した。

イ. 特許訴訟は技術面での論争が中心

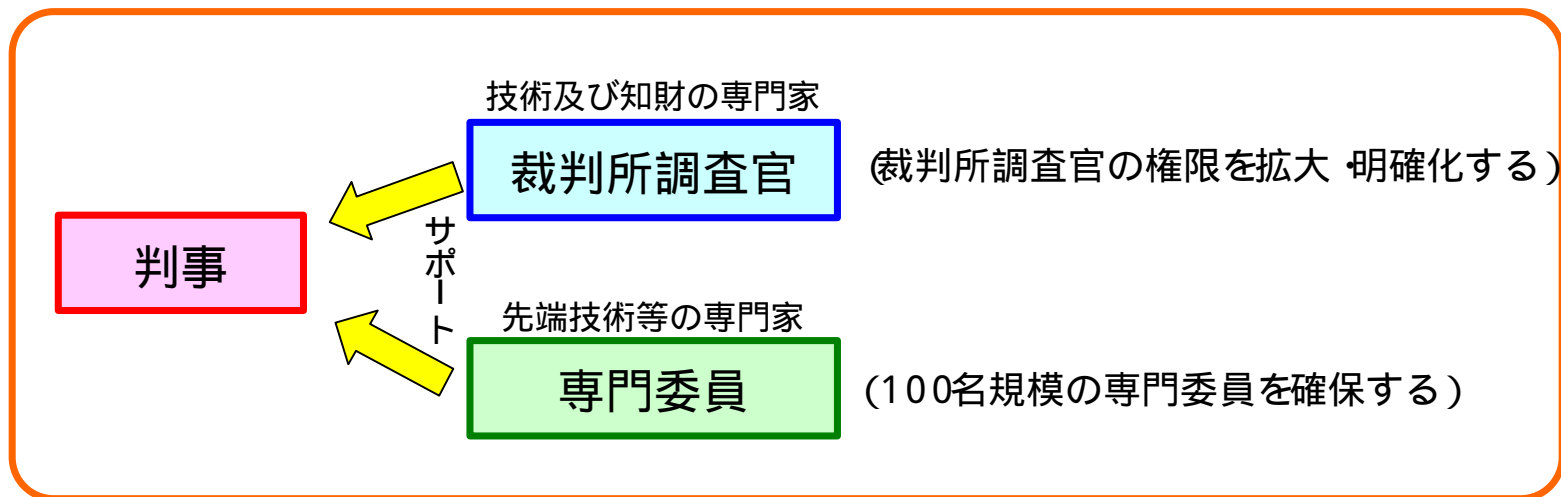


○ 審決取消訴訟の出訴件数 (特許、実用新案) 435件(2001年) ○ 全国高裁への民事事件の控訴件数 (特許、実用新案) 81件 (2001年)

(注)出典 : いずれも最高裁判所事務総局行政局、ALIS Vol.28(2002)

ウ. 技術専門性の確保

- 技術専門性を確保するため、裁判所調査官、専門委員を積極的に活用する。



- 裁判官には通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知財に適性を持った判事を充てる。
 - 技術的素養を持つ法曹有資格者の積極的任官。
 - 知財、技術に強い弁護士の積極的任官 (任官期間を3年とすることを検討)。

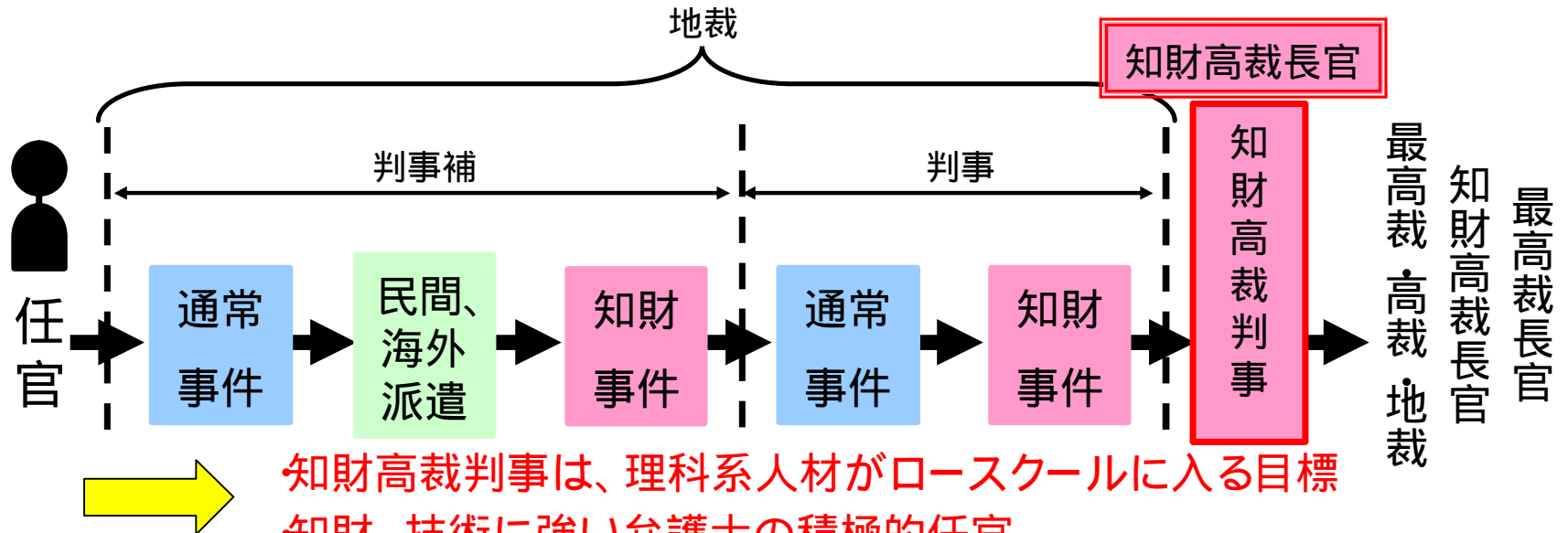
(注) 技術判事の問題は、知的財産高等裁判所の創設とは切り離し、別途検討。

4. 知財重視の独立した司法行政の確立

○ 人事：通常訴訟と知財訴訟の経験を積んだ適性を持った判事を任用

—— 知財高裁による長期的視点に立った知財重視のキャリアパスと人事ローテーションの確立 ——

(キャリアパスのイメージ)



(参考) 米国のCAFC判事は、大統領による任命により就任し、引退するまで異動はない。ただし、就任前は多様な民間経験を持つ。

○ 予算：知財重視の独立した執行権限の確立

○ 訴訟運営：知財訴訟にふさわしい訴訟運営・手続の確立

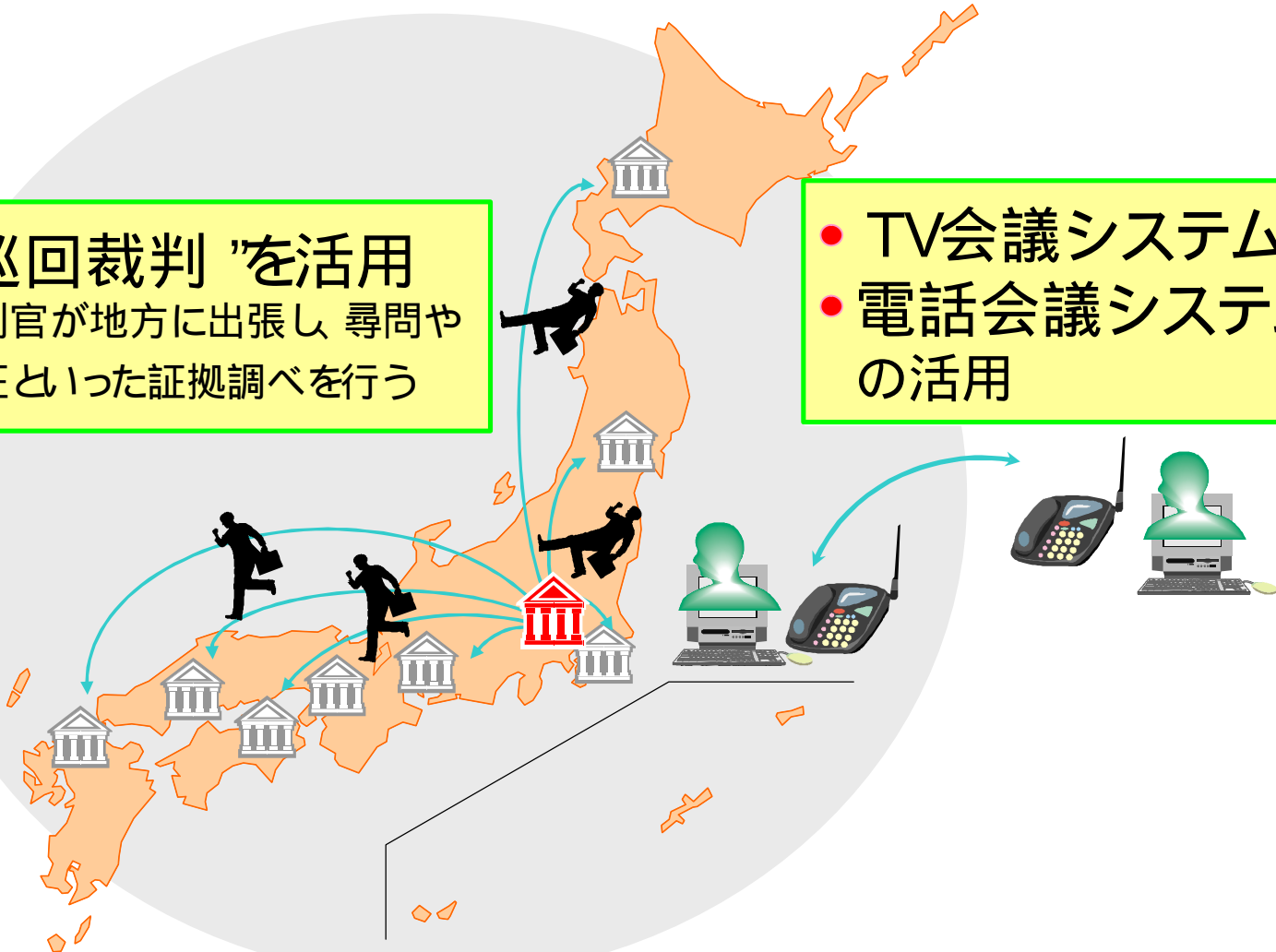
5. 地方における司法アクセスの拡大

知財高裁の土地管轄は、他の8高裁と異なり、全国に及ぶ
→ 全国をカバーし、全国のユーザーを直接対象とする

- **‘巡回裁判’を活用**

裁判官が地方に出張し、尋問や
検証といった証拠調べを行う

- **TV会議システム**
- **電話会議システム**
の活用



6. 独立による知財高裁の意義・メリット

○ 国際交流の活性化

- ・国際会議への出席
- ・裁判官の留学、海外派遣
- ・判決の英語による発信

知財重視の国家的意思表示

- 紛争のスピート解決、判決の予見可能性
(判断の早期統一)
- 人事面、予算面での知財重視の独立した権限の確立
- 知財訴訟にふさわしい訴訟運営・手続の確立

○ 地方ニーズへの対応

- ・TV会議システム、電話会議システムの活用
- ・地方での“巡回裁判”の活用

○ 情報発信の強化

- ・裁判官による情報発信
- ・訴訟情報・判例のデータベース化、インターネットによる内外発信

○ 技術専門性の確保

- ・裁判所調査官、専門委員の充実

○ 判断の統一

- ・5人合議の積極的活用

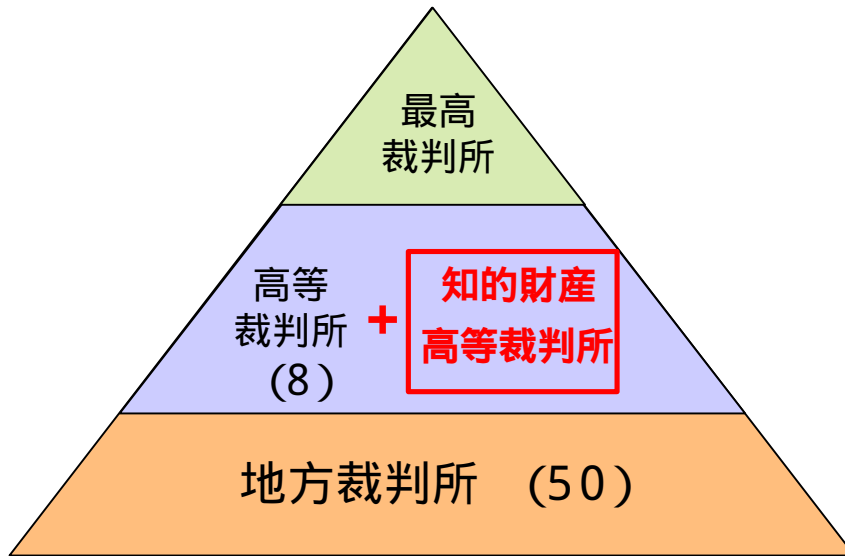
○ 人材育成の強化

- ・知財研修の強化
- ・民間研修・民間派遣

7. 組織のあり方

(A案)

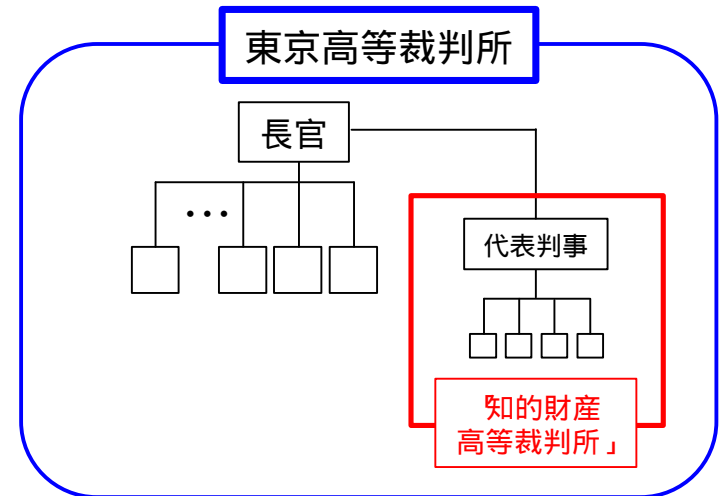
独立した知財高等裁判所を
第9番目の高裁として創設



- 知財重視の国の姿勢が明確
- 知財高裁長官は、同高裁のトップ

(T案)

東京高等裁判所の中に法律上の
知財高等裁判所」を設置



- 伝統的な司法制度への影響が最小限
- 知財高裁代表判事は、東京高裁のNo. 2

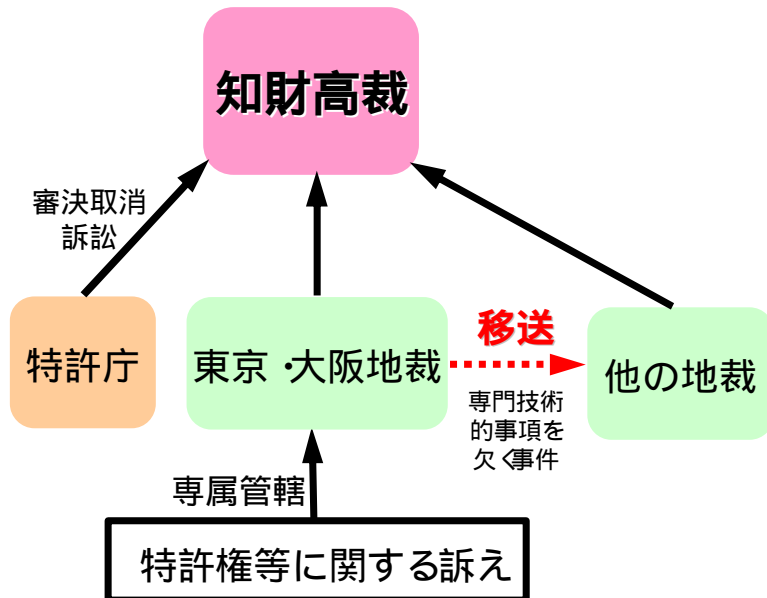
8. (1) 審決取消訴訟、特許権等に関する訴え^(注1)の裁判管轄

(注1) 特許権、実用新案権、プログラム著作権、半導体チップ回路配置利用権に関する訴え

(A案)

独立した知財高等裁判所を
第9番目の高裁として創設

- 審決取消訴訟
- 特許権等に関する訴え：全ての地裁の終局判決に対する控訴
- 関連請求 併合請求

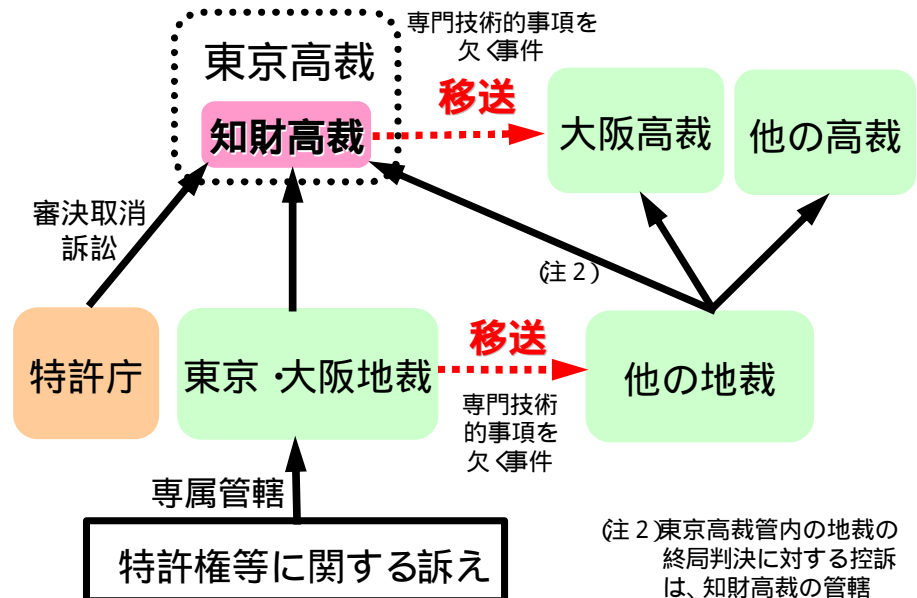


(T案)

東京高等裁判所の中に法律上の
知財高等裁判所」を設置

- 審決取消訴訟
- 特許権等に関する訴え：東京高裁管内の地裁及び大阪地裁の終局判決に対する控訴
- 関連請求 併合請求

(2003年民訴法改正下での東京高裁の管轄と同じ)



(注2) 東京高裁管内の地裁の
終局判決に対する控訴
は、知財高裁の管轄

8.(2) 著作権等に関する訴え^(注1)の裁判管轄

(注1) 著作権(プログラム著作権を除く)、意匠権、商標権、植物新品種の育成者権、不正競争防止法に関する訴え

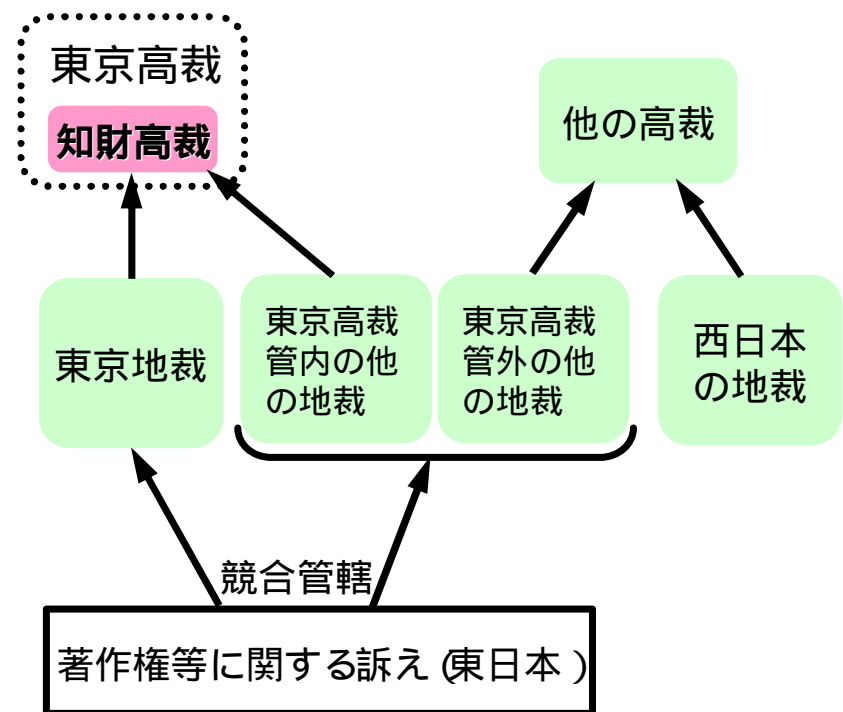
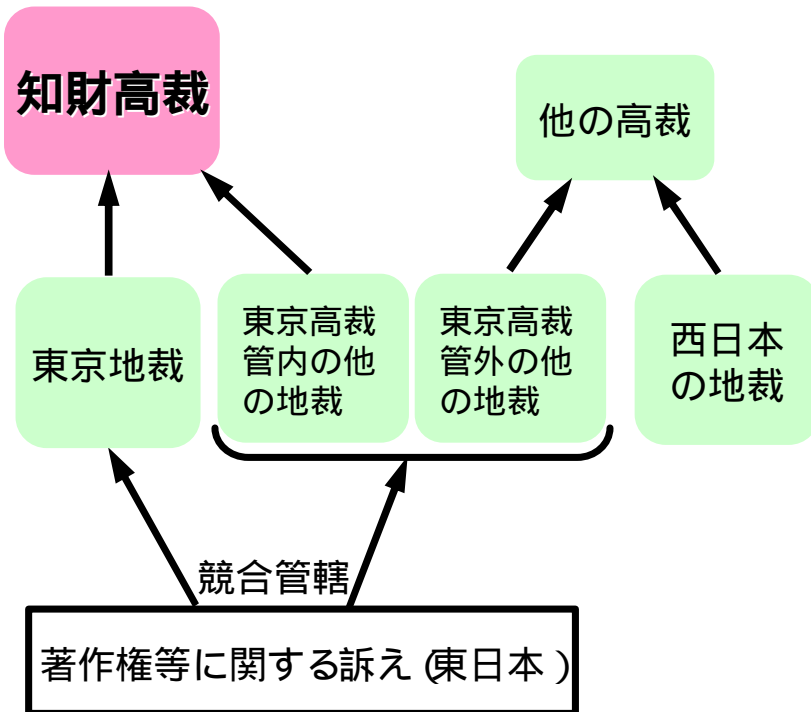
(A案)

独立した知財高等裁判所を
第9番目の高裁として創設

(T案)

東京高等裁判所の中に法律上の
知財高等裁判所」を設置

- A案及びT案の管轄： 東京高裁管内の地裁の終局判決に対する控訴、 関連請求・併合請求 (2003年民訴法改正下での東京高裁の管轄と同じ)



(参考) 知財高裁の規模

東京高裁知財専門部を知財高裁として独立させる場合

高等裁判所の比較

	判事数	新受件数 (2002年)
知財高裁	16名	754件
札幌高裁	11名	846件
高松高裁	12名	987件
仙台高裁	17名	958件

特許関連事件は、技術専門性が高く、内容が複雑で、審理に時間がかかると言われている。

(注1) 知財高裁の新受件数：東京高裁知財専門部の新受件数 (審決取消訴訟 + 民事事件 (控訴))

(出典：知的財産訴訟の現状と展望」NBL No.765(2003.7.15))

(注2) 各高裁の新受件数：民事・行政事件 + 刑事事件 (出典：司法統計年表 平成14年版)